

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和 5 年度「薬と健康の週間」の実施について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く国民の間に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持・向上に寄与することを目的として、令和 5 年 10 月 17 日（火）から 10 月 23 日（月）までの 1 週間を「薬と健康の週間」とし、令和 5 年 6 月 23 日薬生発 0623 第 10 号医薬・生活衛生局長通知別添にある「令和 5 年度「薬と健康の週間」実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき実施することとしました。

つきましては、実施要綱を踏まえ、貴管内市区町村及び関係団体と連携の上、同週間において各種の取組を円滑に実施していただくよう、お願いいたします。また、本年度計画している実施事項について、保健所設置市及び特別区における実施事項についても把握の上、下記のとおり御報告いただきますようお願いいたします。

記

第 1 実施事項の報告

- 1 本年度計画している実施事項について、令和 5 年 8 月 31 日までに御報告をお願いいたします。都道府県で実施されるものに限らず、市区町村単位での実施事項についても併せて御報告をお願いいたします。

特に、実施要綱の 4（1）①イ b）について、「健康サポート薬局について、その役割と活動状況を積極的に紹介する」ことを求めているところですが、新経済・財政再生計画改革工程表 2022（令和 4 年 12 月 22 日経済財政諮問会議）において、「予防・健康づくりの推進」のための KPI（Key Performance

Indicator) として「国及び都道府県等による健康サポート薬局の周知活動の実施回数【各実施主体において年1回以上】」を設定しております。つきましては、同週間を活用し、健康サポート薬局の周知活動の実施を併せてお願いいたします。同週間内で周知活動を予定している場合は、様式中に記載していただきますようお願いいたします。

なお、報告対象については会議体・イベント等による開催に限るものではなく、また、同週間の期間の前後の時期に行われるものも含めて差し支えありません。

- 2 本年度計画している実施事項のうちに、国民に同週間の趣旨をより広く周知するための啓発宣伝計画がある場合には、様式中の備考欄に記載するなど、あらかじめ厚生労働省に報告していただきますようお願いいたします。

なお、啓発宣伝にはテレビ・ラジオの提供番組、新聞等の広告紙面、SNSを含むインターネット等を活用していただくことが望ましいと考えています。

第2 報告の方法

- 1 以下の Web アンケートにて御報告をお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202306_00_localgav

なお、詳細な実施計画報告書（任意様式）については以下の厚生労働省医薬・生活衛生局総務課担当者まで別途メールで御報告いただいても差し支えありません。

- 2 同週間の終了後、第1の1における健康サポート薬局の周知活動の実施状況について、下記担当者から別途確認いたしますので、御協力をお願いします。

第3 その他

本年度計画している実施事項（イベント等）について全国的な周知を希望する場合は、厚生労働省の公的な SNS や厚生労働省ホームページ等に掲載しますので、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課に随時御相談ください。

【報告書の提出先・問い合わせ】

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 牟田、小林

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL: 03(5253)1111 (代表) 内線 4219、2712

E-mail: muta-mikihisa.b47@mhlw.go.jp

kobayashi-ayano.hi5@mhlw.go.jp